

別記様式第 39（第29条の 3 関係）（平24文科令 8・追加、平25文科令 8・平30原子規 1・平30
原子規11・令元原子規 3・令 2 原子規21・一部改正）

		整理番号（注 1）		
濃度確認申請書				
年 月 日				
原子力規制委員会 殿（注 3）				
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）				
放射性同位元素等の規制に関する法律第33条の 3 第 1 項の規定により濃度 確認を申請します。				
氏 名 又 は 名 称				
法人にあつては、その代表者の氏名				
住 所	郵便番号（ ） 都道府県 電話番号（ ）			
許可証の年月日及び番号、法第 3 条 の 2 第 1 項の届出をした年月日又は 法第 4 条第 1 項の届出をした年月日 (注 4)				
工場又は事業 廃棄事業所等 (注 5)	名 称			
	所 在 地	郵便番号（ ） 都道府県 電話番号（ ）		
	連絡員の氏名(注 6)	所属部課名（ ） 電話番号（ ） F A X 番号（ ） メールアドレス（ ）		
放射能濃度の測定及び評価に係る施 設の名称				
濃度確認対象 物の種類及び 総重量	種 類（注 7）			
	総 重 量			
濃度確認対象 物に含まれる	濃度確認対象物の種 類（注 7）			
	評 価 単 位 の 重 量			
	放射能濃度の測定及			

評価対象放射性同位元素の濃度の測定及び評価の結果 (注8)	び評価に用いた方法	
	核 種	
	放射能濃度 (注9)	
	割 合 (注10)	
	割 合 の 和	
濃度確認対象物の保管場所及び保管方法		
濃 度 確 認 希 望 年 月 日		年 月 日
手数料の納付方法 (注11)	(原子力規制委員会に申請する場合) イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付 (登録濃度確認機関に申請する場合) ハ 登録濃度確認機関の定める方法による納付	

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 削除
- 3 「原子力規制委員会」 登録濃度確認機関に申請する場合は登録濃度確認機関の長宛てとすること。
- 4 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
- 5 「工場又は事業所
廃棄事業所等」 届出版売業者又は届出賃貸業者にあつては、事務上の連絡先について記載すること。
- 6 「連絡員の氏名」 F A X 番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 7 「種類」 放射性同位元素によって汚染された物又は放射化物の別及び金属くず、コンクリート破片、ガラスくず又は燃え殻若しくはばいじんの区分を記載すること。
- 8 「濃度確認対象物に含まれる評価対象放射性同位元素の濃度の測定及び評価の結果」 評価単位ごとに記載すること。
- 9 「放射能濃度」 単位としては、ベクレル毎グラムを用いること。
- 10 「割合」 評価対象放射性同位元素の放射能濃度の当該評価対象放射性同位元素について原子力規制委員会の定める放射能濃度に対する割合を記載すること。
- 11 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知

書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録濃度確認機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録濃度確認機関の濃度確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録濃度確認機関に納付すること。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 のつづり込式とすること。
- 2 この申請書の提出部数は、原子力規制委員会に申請する場合にあつては正本及び副本各 1 通と、登録濃度確認機関に申請する場合にあつては正本 1 通及び副本 2 通とすること。
- 3 この申請書には、第29条の3第1項に規定する書類を添えること。